



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	クロアチア共和国の相続法
Author(s)	ヨシポヴィッチ, タチアナ; Josipović, Tatjana; 藤原, 正則//翻訳 他
Citation	北大法学論集, 62(1), 103-135
Issue Date	2011-05-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/45734
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR62-1_003.pdf



クロアチア共和国の相続法

タチアナ・ヨシポヴィッチ

(ザグレブ大学)

翻訳・藤原 正則

一．法源

クロアチア共和国では、二〇〇三年一月三日から新しい相続法（E.G）⁽¹⁾⁽²⁾が施行されている。新相続法は相続実体法

と手続法のルールを定めている。新相続法によって、クロアチアには多くの新しい制度が導入された。新法の重要部分
は、法定相続、遺留分、遺言の方式、および、遺言作成の方式と相続契約に関するものである。手続法の改正で重要な
のは、遺産「の確認」^[1]手続の管轄の変更と関係している。つまり、手続の実施は、国家から委託された特別な委員であ
る公証人に委ねられた。⁽³⁾⁽²⁾さらに、新相続法により、クロアチア法圏に始めて遺言の登録制度が導入されるに至った（E
G 六八条⁽⁴⁾）。

相続法の他に、クロアチアでは相続に関しては以下のような重要な法源が存在する。すなわち、婚姻、養子、後見、
および、夫婦間と婚姻外の共同生活者の財産関係を規律する二〇〇三年の親族法（FamG）⁽⁵⁾。終身の扶養、財産譲渡契
約、扶養契約を取り扱う債務関係に関する法律「債務法」⁽³⁾⁽⁶⁾。財団の設立を規律する財団法である。相続に関する手続は、
非訟手続として多くの部分が相続法でルールが与えられている。それを補充する法源として、新法施行以前と同様に、
一九三四年の非訟事件手続法の法規定が適用されている。

二．クロアチア相続法の原則

新相続法によっても、改正以前の相続法が既に導入していたクロアチア相続法の全ての原則はクロアチア法圏内では
維持されている。クロアチア相続法では、従前と同様に、被相続人の死亡と同時に相続人は直接に被相続人の包括承継
人となる直接の包括相続原則が強制される制度がとられている（EG 五条⁽⁸⁾一項）。法律上当然の相続の原則により、被
相続人の死亡と同時に相続権が取得され、その際に特別な取得行為や相続の承認に関する相続人の特別な意思表示を要
しない。被相続人の死亡と同時に、死亡者の財産は法律により相続人の財産に移転する（EG 四条四項、一二九条⁽⁹⁾⁽⁴⁾）。

もちろん、相続の承認・放棄は自由であり、自分が希望しなければ相続人となる必要はない。相続人が相続を放棄したときは、相続人でなかったことになる（EG 四条四項、一三〇条など¹⁰）。

平等相続の原則は維持されており、自然人（男女、婚内子、婚外子）は相続に関して同一の処遇を受ける（EG 二条一項）。以上の平等原則は、相互主義の下でクロアチア市民と相続に関して同一視される外国人にも適用される（EG 二条二項¹¹）。しかも、新法では改正前の相続法よりも平等原則はより強く表現されている。男女、婚内子、婚外子だけでなく、婚姻外のパートナー（共同生活者）も配偶者と同様に扱われている（EG 八条二項）。クロアチアの新相続法では相続権は限定されており（*numerus clausus*）、相続権の根拠となるのは遺言か法定相続に限られる（EG 四条三項）。遺言による処分には自由な終意処分の原則が適用されるが、遺留分に関する規定に抵触することはできない（EG 七条）。相続の法的基礎の重畳の原則によれば、遺言と同時に法律によって相続することが可能である。この原則が適用されるのは、全財産が遺言によって分割されるのではなく、その一部が分割される場合である。遺言が関係する部分は、遺言に基づき遺言により指定された相続人に相続される。遺言によって分割されない遺産の部分は、法律に基づいて法定相続人に帰属する。さらに、遺言によって遺留分相続人の権利が侵害された場合にも、相続の法的基礎の重畳が発生する。遺言による処分が遺留分侵害で効力を失った部分では、遺留分相続人の相続の法的基礎を与えるのは法律である。

三. 法定相続

三. 一. 潜在的な法定相続人

相続法は遺言と法定相続を相続の原因と規定している。相続法の規定によれば、相続権は遺言又は法律に基づいて取

得される（EG 四条三項）。遺言は法定相続に優先する。法定相続が適用されるのは、被相続人が遺言を行わなかったとき、遺言能力の欠缺により遺言が無効のとき（EG 二六条）、遺言者の意思表示に瑕疵があるか方式违背で遺言が効力がなるとされたとき（EG 二七条、二八条、二九条）、遺言者が遺言を撤回したが、撤回しても新たに効力を持つ撤回以前の遺言が存在しないとき（EG 六四条、六五条二項）、および、それ以外の法律の規定する事例（例えば、EG 四一条、四四条など）ではないときである。以上にあげた総てのケースでは、相続法八条から二五条のルールによる法定相続の規定によって、被相続人の相続人が決定される。遺言による相続人指定がない場合に、誰が被相続人の法定相続人となるのかを、法定相続の規定は定めている。

法定相続人となるのは、被相続人の「血族である」直系卑属、養子、および、養子の直系卑属、被相続人の配偶者、両親、および、両親の直系卑属、および、それ以外の直系尊属である（EG 八条一項）。新相続法では、潜在的な相続人には、配偶者と同一視される被相続人の共同生活者も含まれる（EG 八条二項）。さらに、養親の他に、養親の血族、および、養子の血族も法定相続人となる（親族法（FamG）一四八条二項）。相続人となりうるのは、被相続人の死亡時に生存していた人間に限られる（EG 一二四一条一項）。相続の開始の時点で懐胎されていた子は、生きて出生すれば出生していたものとみなされる（EG 一二四二条二項）。つまり、子が生存して出生すれば、被相続人の死亡時に既に出生していたかのように、子は相続人となる（*nasciturus pro jam nato habetur*）。

新法の極めて新しいところは、被相続人の共同生活者を法定相続人としていることである（EG 八条二項）。共同生活者は相続法では配偶者と同じ扱いを受ける。共同生活者は法定相続人とみなされるから、遺留分に関しても配偶者と同じである。だから、配偶者が潜在的な法定相続人とされている場合には何時でも、婚姻関係にない共同生活者も法定相続人となる。配偶者に適用される相続法の規定の総ては、それを排除する規定が存在しない限りは、婚姻外の共同生

活者にも適用される。その結果、法定相続人および遺留分のある相続人としての配偶者に関する総ての規定は、共同生活者にも適用される。

相続法では、婚姻関係のない男女の生活共同体も、それが長期間にわたって継続し、被相続人の死亡によって解消されたときは、婚姻外の共同体とみなされるが、それは有効な婚姻の要件を具備した場合に限られる（EG八条二項）。親族法の定義では、婚姻外の共同体とは最低三年間の共同生活を送っていたか、それより短い期間でも共通の子を持つ、他の生活共同体に属さない非婚の男女の共同体である（FamG三条）。被相続人との生活共同体が継続的に解消されていたときは、婚姻外の共同生活者には相続権がない（EG二五条三項）。これに対して、同性の共同体で生活するパートナーには、相互の法定相続権は承認されていない。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

死者に相続人が存在しないときは、遺産は相続人のない財産として相続法に規定された特定の地方自治体、又は、市に帰属する（公共財産のための失権の原則）。地方自治体、又は、市は被相続人の相続人の地位に就き、相続放棄することはできない（EG六条）。被相続人の不動産、および、それと同視すべき権利は、これらの権利が存在する地域の地方自治体ないしは市に移転する（EG二〇条一項）。動産、および、それと同視すべき権利は、被相続人が死亡時にクroatia共和国の地域に住所を有していた地方自治体ないしは市に移転する（EG二〇条二項）。

相続人が知れないときは、裁判所は官報の公告、および、それに相応しい方法で、相続権を主張する者に裁判所に申し出るよう要請する必要がある（EG一二七条一項）。その後六ヶ月以内に相続人が現れなかった時に始めて、被相続人は相続人なしで死亡したものとみなされる。その際は、裁判所は遺産は地方自治体ないしは市の所有となると決定を行うことになる（EG一二七条二項）。ただし、それによって後に申し出た相続人の相続法一三八条のルールによって相続回復請求権により遺産を請求する権利が失われるわけではない。⁽¹⁶⁾

三・二・相続能力

法律が特別な規定をおかない限りは、総ての人間には相続能力がある（E G 四条二項）。ただし、特定の被相続人との関係で相続人となれない者、すなわち、相続能力はあっても特定の被相続人の相続人となれない者も存在する（相対的な相続能力の欠如）。相対的に相続能力を欠く者とは、相続法二二五条が制限列举する相続欠格の事由がある者である。相続欠格事由に当たるのは、（a）被相続人を故意に殺害するか殺害しようとした者、（b）被相続人を暴力又は強迫により、又は、詐欺で、遺言を作成させるか、遺言、もしくは、遺言の一部を撤回させるか、又は、遺言の作成・撤回を妨害した者、（c）被相続人の終意の実現を妨げる意図で被相続人の遺言を破棄又は隠匿した者、および、被相続人の遺言を偽造した者、および、（d）被相続人に対して法律上の扶養義務を負うにもかかわらず、扶養義務の履行を重大な程度で怠った者、自己の生活を危殆に曝すことなく給付が可能だったにもかかわらず、被相続人に対する不可欠な援助を拒んだ者、又は、被相続人を援助せず生命・健康の危険な状況（窮状）に放置した者である。

以上の欠格事由の一つにでも該当する者は、法定相続人、遺言相続人、遺留分相続人となることはできない。扶養義務の不履行、必要な援助の拒絶、および、被相続人の救助の放棄の場合を除いて、裁判所は職権で相続欠格を判断する（E G 二二六条三項）。その結果、欠格者に代わって、欠格者が被相続人以前に死亡したかのように、欠格者の直系卑属が被相続人を相続する（E G 一二六条一項）。被相続人が宥恕すれば相続欠格は消滅する。宥恕の意思は、有効な遺言と同様の方式で表示される必要がある（E G 一二六条二項）。つまり、宥恕の意思は、書面で、かつ、有効な遺言と同様の方式で行うことができる。

三・三・相続放棄

特定の被相続人を相続することを望まない相続人は、相続の放棄をすることができる。このことは、それを望まないなら相続人となることを強制されないという相続の任意性の原則に合致している。相続人は公正証書による意思表示、又は、裁判所の調書による意思表示で相続を放棄でき、しかも、遺産手続の第一審裁判所での決定までは相続放棄が可能である（EG一三〇条一項）。相続放棄の意思表示が可能となるのは、相続が開始してから、つまり、被相続人の死亡後である。⁽¹⁶⁾ 相続の放棄は相続人の直系卑属にも効果を及ぼすが、自分の名前でだけ相続が放棄されたときは、その限りではない（EG一三〇条二項）。放棄の意思表示の撤回はできない。⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾ 相続分又は相続分の一部を既に処分した相続人は、相続の放棄はできない（EG一三二条一項）。

自分の名前で相続を放棄した相続人は、相続人でなかったものとみなされる（EG一三〇条四項）。相続を放棄した相続人は、遺産に属する権利義務を一切取得せず、被相続人の債務を負うこともない。相続を放棄した遺言相続人の相続分は、それに反する遺言者の意思が遺言から明らかにならない限りは、被相続人の法定相続人に帰属する（EG一三六条）。自分の名前だけで相続を放棄した法定相続人の相続分は、放棄した相続人が被相続人以前に死亡したと同様に相続される（EG一三七条）。その結果、代襲原則により、相続を放棄した相続人の直系卑属が相続する。相続人が直系卑属の名前で相続放棄したときは、増加原則が適用され、放棄者の相続分は同一順位の法定相続人の相続分を増加させる。

三・四 法定相続のルール

法定相続人は相続の順位に従って相続する（EG八条三項）。潜在的な法定相続人の誰が相続で優先するのかは、相続の順位が定めている。複数の法定相続人が同じ被相続人の相続に同時に関与したときは、法定相続の規定が個々の

法定相続人の相続割合を定めている。潜在的な法定相続人の相続割合は、新相続法でも両親からの相続 (Parentelen-system) の原則に基づいている。両親からの相続の原則によれば、被相続人の血族には法定相続のルールが与えられている。つまり、同一の両親を持つ自然血族、つまり、共通の祖先を持つ血族の集団に属する者は、同一の相続上の地位を与えられている。その他に、被相続人と養親子関係にある者、および、配偶者と共同生活者にはそれぞれに相続上の地位が与えられている。

それぞれの相続順位の間では、限定 (排除) の原則が適用される。上位の相続順位の相続人は、下位の相続人を排除する (EG 八条四項)。上位の相続人が存在する限りは、下位の相続人が相続することはない⁽¹⁹⁾。同順位の相続人間の関係は、代襲原則と増加原則 (相続分の増加原則) が基礎となっている。代襲原則により、潜在的な法定相続人が相続しなかつた相続分は、その直系卑属が相続する (EG 一〇条、一二条、一三条、一五条二項、一六条⁽²⁰⁾)。増加原則により、その理由の如何を問わず、潜在的な法定相続人に相続されなかつた相続分は、その相続分について第一順位と定められた同一順位の間 (共同相続人) の中の親等の最も近い人間である他の相続人の相続分を増加させる (EG 一一条五項、一三条、一六条、一八条三項、四條、五條、一九条⁽²¹⁾)。

相続法により被相続人の子と子の直系卑属、養子および養子の直系卑属、配偶者、共同生活者は、第一順位の相続人となる。相続法九条一項では、まず被相続人の子と配偶者が相続する。相続人となることでは、婚内子も婚外子も変わりはない。婚外子とその直系卑属も、婚内子とその直系卑属と同一扱いされている。子と配偶者の相続分は平等である (EG 九条一項条⁽²²⁾)。子が被相続人より先に死亡したときは、第一順位の間では代襲原則が適用される。代襲原則が適用されるのは、子の直系卑属が存在する限度度である。

被相続人が直系卑属を残さなかつたときは、法定相続は第二順位のルールによって決定される。この場合には、被相

続人の両親と配偶者が相続する（EG 一一条二項）。配偶者の相続分は半分であり、両親は残りの半分を相続する（EG 一一条二項⁷⁾。被相続人に配偶者がなかったときは、両親は遺産の全てを同一割合で相続する（EG 一一条四項）。新相続法は第二順位内での配偶者の相続権を重要な部分で強化している。具体的には、配偶者の地位は、第二順位内では増加原則が代襲原則に対して優先されることで強化されている。だから、被相続人に配偶者があり、両親が被相続人より先に死亡していたときは、配偶者は相続財産の全部を相続する（EG 一一条三項²³⁾）。このルールは、被相続人の両親に直系卑属がいても変わらない²⁴⁾。代襲原則が適用されるのは、配偶者が存在せず、両親の双方又は一方が死亡したときに限られる（EG 一一条²⁵⁾）。

被相続人に直系卑属、配偶者も両親も存在せず、被相続人の両親に直系卑属がいなかったときは、第三順位の法定相続人が相続する。この場合には、被相続人の祖父母が相続する（EG 一四条一項）。相続財産の半分は父方の祖父母が、残りの半分は母方の祖父母が相続する（EG 一四条一項）。同一血統の祖父母は（父方も母方も）相続分を等しくする（EG 一五条一項）。同一の血統の尊属の一人（祖父又は祖母）が先に死亡していたときは、代襲原則が適用され、相続法一五条二項により、死亡した祖父母の子、孫、曾孫、および、その他の直系卑属が相続する。

第四順位の相続人は、被相続人の曾祖父母である（EG 一七条一項）。第四順位の相続人が相続するのは、第一、第二、第三順位の相続人が存在しない場合である。相続財産の半分は父方の、残りの半分は母方の曾祖父母が相続する（EG 一七条二項）。父方の曾祖父に帰属する相続分の半分は父方の祖父の両親が相続し、他の半分は、父方の祖母の両親が平等で相続する（EG 一八条一項）。母方の曾祖父母に帰属する相続分にも同じことが当てはまる。

三・五・被相続人の債務に対する相続人の責任

相続人は被相続人の債務に関して相続財産の価値の範囲で責任を負う（E G 一三九条三項）。複数の相続人が存在するときは、被相続人の債務に関して連帯して責任を負うが、各自の相続分の範囲である（E G 一三九条四項）。それと異なった定めがない限り、相続人間では債務は相続分の多寡で分割される（E G 一三九条五項）。相続人は被相続人の債務に関して自己の財産と相続財産で責任を負うが、相続した財産の限度である。ただし、被相続人の債権者は遺産を相続人の財産と分離することを請求できる（相続財産の分離「第一種財産分離」*separatio bonorum*）。その結果、被相続人の債権者は、相続人の債権者に優先して、相続財産から弁済を受けることができる。相続財産の分離が行われたときは、相続人は遺産に属する物と権利の処分はできず、分離を申立した被相続人の債権者が満足を受けるまでは、相続人の債権者は相続財産から満足を受けることができない（E G 一四〇条二項）。相続財産の分離がみとめられるのは、相続開始から三ヶ月以内に債権者が分離を申立し、かつ、債権の存在と分離がなければ債権の満足が危殆に瀕すると疎明したときである（E G 一四〇条一項）。債権者の申立で、裁判所は債権者の費用で相続財産の管理を命じることができ（E G 一四〇条五項）。

三、六、相続人共同体「共同相続」と遺産分割

被相続人に複数の相続人が存在するときは、相続された権利は相続人全員に合有的に帰属する。相続された権利は相続人の共同の権利だから、総ての相続された権利は総ての相続人に帰属する。相続された権利に関しては、共同相続人の特別な共同体、即ち、相続人共同体が形成される。相続人共同体は、総ての権利に関する共同相続人の法的共同体である（E G 一四一条）。相続財産のどの部分が個々の共同相続人に帰属するのかという相続に関する決定がない限りは、合有関係にある合有者の物の管理・処分権のルールに従って、総ての共同相続人は相続財産を構成する総ての財産を管

理し処分することになる⁽²⁶⁾ (EG一四一条一項)。相続権のどの部分(相続分)が個々の共同相続人に帰属するのかが確定した後は、遺産分割までは共同相続人は相続財産を構成する総てを、共有関係にある共有者の物の管理・処分権のルールに従って管理し処分する(EG一四一条二項)⁽²⁷⁾。

どの相続分が各共同相続人に帰属するのかがという相続に関する決定が確定した後は、共同相続人は遺産分割を申し立てることができる(EG一四二条一項)。遺産分割には共有物分割とその効果に関するルールが準用されるが、それと異なった指定が遺言でされているときはその限りではない。共同相続人と受遺者の総てが合意したときは、遺産手続の中で遺産分割を行うことも可能である。その場合は、遺産分割に関する合意を、裁判所が遺産に関する決定に受け入れることになる(EG二二六条三項)。相続法は遺産分割で、被相続人と同居又は被相続人の家計で生活していた共同相続人の権利に関して特別なルールをおいている。その必要性があることが判明したときは、被相続人と同居又は被相続人の家計で生活していた共同相続人の申立によって、それ以外の共同相続人が持分を持つ個々の物(動産、不動産、集合物)を、遺産分割で当該の共同相続人に帰属させることを裁判所は決定できる。その際には、物の価値は他の共同相続人に現金で支払われる(EG一四三条一項)。共同相続人の一人が農場経営者なら、具体的な必要性の証明を要せず、農場の土地と農業活動を行うのに必要な物を総て帰属させ、土地と物の価値に相当する現金を他の共同相続人に現金で支払うことを申し立てることができる(EG一四〇条五項)。

三・七・相続権の保護

相続回復請求権(hereditatis petitio)とは、相続財産占有者、つまり、本来は相続人に帰属する遺産に関して、相続人に帰属する権利・義務を行使しうる事実上の状態にいる人間に対して相続財産の回復を請求する相続人の権利である。

相続回復請求権は、相続法一三八条の規定する期間の経過により時効消滅する。被相続人の相続人として、善意の占有者に対して、遺産に対する権利が相続人の一人として帰属すると主張する遺産を請求する権利は、相続人が自己の相続権と相続占有者を知った時から一年で、遅くとも（法定相続人の場合は）被相続人の死亡から、（遺言相続人の場合は）遺言の開封から一〇年で時効消滅する。

四・遺言相続

クロアチア相続法では遺言自由の原則が行われている。被相続人は自分が死亡した場合の相続人を遺言で決定できる（EG七条一項）。遺言自由を制限するのは、被相続人の近親の遺留分だけである。遺言能力を持ち一六歳以上の人間は、誰でも遺言をすることができる（EG二六条一項²⁸）。遺言の有効性の前提は、遺言の作成時に被相続人の側に意思の欠缺・瑕疵が存在せず（強迫、強制、錯誤、詐欺²⁹）、相続法の規定する方式を遵守していることである³⁰。

クロアチア法では、遺言は、私的遺言、公的遺言³¹、普通方式遺言、特別方式の遺言（緊急時遺言）に分かれている。私的遺言とは、自筆証書遺言（EG三〇条）と証人の面前で作成された遺言証書（EG三一一条）である。公的遺言は、被相続人の申立により遺言作成を法律で許された人間（いわゆる、許可された人間）によって作成される。公的遺言の作成を許された人間とは、地方裁判所の裁判官、地方裁判所の司法補助官「書記官」、又は、公証人であり、外国では、クロアチア共和国の領事である（EG三二条二項）。普通方式遺言とは、自筆証書遺言、証人の面前で作成された遺言証書、公的遺言、および、国際遺言である。緊急時遺言は口頭の遺言である。口頭の遺言は、それ以外の有効な遺言の方式を遵守することができない場合、つまり、普通方式の遺言の作成が不可能な通常ではない状況で、遺言者によって遺言さ

れる（EG三七条一項）。通常ではない状況では、遺言者は終意を同時に面前にいる二人の証人の前で口頭で意思表示できる。このような遺言は緊急時が終了してから三〇日間は有効である。

遺言によって被相続人は一人又は複数の相続人の指定が可能である（EG四三⁽³²⁾条）。被相続人は単数又は複数の遺贈（Legate）を行い、受遺者が、その人間のために被相続人が遺言処分を行った相続人又はそれ以外の人間に対して、受遺者又は第三者に対して返還、受忍又は不作為を請求できる権利を与えることも可能である（EG四五⁽³³⁾条）。

被相続人は遺言の全部又は一部を何時でも撤回できる（EG六四⁽³⁴⁾条）。遺言の方式を定めた規定によってだけ、被相続人は遺言の撤回が可能である。遺言を遺言書を破棄することで撤回することも可能である。遺言によって処分した物又は権利を後に被相続人が処分すれば、遺言の撤回とみなされる（EG六六⁽³⁵⁾条）。被相続人が複数の遺言を作成し、後の遺言で先の遺言を明示的に撤回しなかったときは、後の遺言が先の遺言と抵触する場合を除いて、先の遺言による処分は効力を持つ（EG六五⁽³⁶⁾条一項）。

五. 遺言による処分の自由の制限

五. 一. 遺留分

被相続人の遺言自由は、家族構成員の正当な利益によって制限される。特定の近親には被相続人の意思に反してもいわゆる遺留分の請求権が帰属する。被相続人が遺言又は出捐によって自己の財産を遺留分相続人以外の人間に処分したときも、遺留分相続人は遺産の一定部分に対して権利を有している（遺留分）。新相続法により、遺言自由を拡大するために、遺留分権利者の範囲は狭められた。⁽³⁸⁾

五・二・遺留分相続人

遺留分相続人は、被相続人の直系卑属、および、その養子、養子の直系卑属、被相続人の配偶者又は共同生活者である（E G 六九条一項³⁷）。以上の人間には、被相続人との家族関係に基づいて遺留分が帰属しているから、絶対的な遺留分相続人とされている。

それ以外で遺留分相続人となるのは、被相続人の両親、養親、および、直系尊属である。以上の人間は、相対的な遺留分相続人である。というのは、これらの人間に遺留分請求権が帰属するのは、継続的に就労不能で、自己の扶養に必要な資力が不在の場合に限られるからである（E G 六九条二項⁹）。

以上の人間が遺留分の権利者となるのは、被相続人が遺言をせず（E G 六九条三項）、被相続人が明示的に遺留分から排除してなかったときに、法定相続が可能だった場合である（E G 八五条）。他の相続人と同様に、遺留分相続人も相対的に相続能力を備えている必要がある。

五・三・遺留分相続人の法的地位

遺留分相続人は、被相続人が遺言を行わなかったときは法定相続人として相続したであろう遺産の特定部分の請求ができる「現物返還であり、かつ、共同相続人の地位を失わない」。遺留分権利者の請求権は相続権であり、遺留分相続人は他の相続人と同様の権利・義務を有する法的地位にある。例えば、遺留分相続人は被相続人の債務も負担する（E G 一三九条など）。

絶対的な遺留分相続人は、法定相続によって帰属するはずであった部分の半分の請求が可能である（E G 七〇条三項）。相対的な遺留分相続人は、法定相続分の三分の一の請求権を有する（E G 七〇条三項）。

五・四・遺留分の主張

遺留分相続人の遺留分は、職権によつて確認されるのではなく、本人の申立による（EG八三条一項）。遺留分相続人は、遺言の開封から三年以内は、遺留分が侵害された限度で遺言による処分を請求できる。遺留分相続人は、被相続人の死後三年以内は、遺留分を侵害する出捐の返還を請求できる（EG八四条）。

五・五・遺留分相続人の廃除

相続法八五条一項に制限的に列挙された事由がある場合に限つて、被相続人は遺留分相続人を廃除できる。排除された遺留分相続人は、被相続人より先に死亡したものとみなされる。例えば、被相続人との家族関係により負っている遺留分相続人の法律上・道徳上の義務の違反が重大なとき、被相続人、その配偶者、子、両親に対して遺留分相続人が重大な故意の犯罪を犯したとき、又は、クロアチア国家に対する犯罪を犯したときは、被相続人は遺留分相続人を廃除することができる。

遺留分相続人の排除を、被相続人は遺言で明示的に意思表示する必要がある。その際には、具体的に排除事由を示さねばならない。廃除事由の存否に争いがあるときは、遺産手続は中止され、排除された遺留分相続人は廃除事由の存否を訴訟で争うことになる。

五・六・遺留分相続人の直系卑属のための遺留分の剥奪

遺留分を有する直系卑属が債務超過又は浪費的なときは、遺留分相続人の直系卑属のために、被相続人は意思表示して遺留分の全部又は一部を剥奪することができる（EG八八条）。剥奪が効力を有するのは、遺留分を剥奪された相続

人が、被相続人の死亡時に未成年の子又は先に死亡した子の未成年の孫を有している場合に限られる。同様に、剥奪が効力を持つのは、遺留分を剥奪された相続人が、被相続人の死亡時に、就労不能で自己の扶養に必要な資力を持たない成年の子又は先に死亡した子の成年の孫を有している場合である。

五・七・遺留分の価値の算定

遺留分相続人（EG七〇条五項）は、遺留分に基づいて、遺産の算定額が遺留分額（遺留分の価値）によって分割された価値を取得する権利がある。それを基礎に遺留分の価値が算定される遺産の価値は、相続法七一条の規定する方法で算定される。

まず、被相続人が死亡時に有していた財産の目録を作成してそれを算定するが、これには、被相続人が遺言で処分したものの総て、および、相続人に対する債権も含めて、回収可能な被相続人の債権も含まれる。被相続人が死亡時に有した財産の確認された総額から、被相続人の債務、遺産の目録作成と算定の費用、および、被相続人の埋葬費用が控除される。その後に残った財産に、被相続人が何らかの方法で法定相続人に行った総ての贈与の価値が算入³⁸⁾される。同様に、相続分を放棄した相続人に行われた贈与、および、被相続人の処分によってその相続分に算入された相続人に対する贈与が加算される。以上に加えて、被相続人が生前に法定相続人ではない第三者にした総ての贈与の価値が算入される。通常の少額の贈与は除かれる。贈与の評価に当たっては、贈与時の状態での贈与された物の被相続人の死亡時の価値が基準となる（EG七三条）。

五・八・遺言処分の減殺と遺留分の侵害による贈与の返還

遺言による処分の全体としての価値、および、又は、贈与の価値が、遺留分相続人が遺留分の価値（EG七七条一項）を取得できない程度で大きいときは、遺留分侵害が存在することになる。遺留分が侵害されたときは、遺留分を補充するために必要なだけ、遺言による処分は減殺され、贈与は返還される。まずは、遺言による処分が減殺される。それでも遺留分が弁済されない限度で、贈与が返還される必要がある（EG七八条）。贈与は最後の贈与から返還され、処分の先後とは反対の順序で返還されることになる。

六．相続の対象

六．一．遺産の構成

自然人が死亡すれば遺産が発生するが、遺産とは相続財産を構成する権利・義務の総体である。被相続人の死亡時の法的実体であり、相続可能なものは、遺産に帰属する。被相続人の死亡時に法的実体が有していた範囲、内容、および、質で、法的実体は遺産に帰属する。一身専属的な権利、財産権的な性質を持たない被相続人の債務、被相続人の権利（例えば、認知請求権や身分法の訴訟上の権能、著作権、道徳的な権利など）は別として、被相続人の財産（物権・債権）、および、権利の性質を持たない幾つかの法的実体（例えば、物・権利の占有・相続人の占有、申込の拘束力、取得時効の期間、消滅時効の期間）は、遺産に移転する。もちろん、遺産に移転するのは、その権利者が被相続人であった総ての権利・義務に限られる。被相続人の財産に対する他人の持分（例えば、所有共同制の夫婦財産の生存配偶者の持分）、および、被相続人の死亡の時点で特別な法的根拠によって取得されたもの（例えば、生存配偶者のための家財道具、遺贈の目的物）は、遺産には移転しない。遺産の価値は、相続された財産権と財産上の義務の価値に則して決定される。

総ての財産権の価値の総額は、遺産の積極遺産とされ、総ての財産上の義務の総額は、遺産の消極財産とされる。遺産の純粹の価値は、積極遺産と消極遺産の差額である。

遺産の構成は、遺産手続で被相続人の財産目録に基づいて確定される（EG一九四条二一九八条）。つまり、遺産手続の過程での利害関係人の申告によって確定されることになる（EG二二一条二項）。遺産の構成は、裁判所による相続に関する決定（相続証書（Erbsschein））により確定される。相続に関する決定の確定力が発生した後に、決定に含まれない被相続人の財産が発見されたときは、既に遺産に関する決定が存在するから、裁判所は発見された財産を分離することになる（EG二三四条一項）。遺産の構成に関して争いが発生したときは、裁判所は遺産手続を中断して、その権利が不確かな当事者は訴訟又は行政手続に指示されることになる（EG二二四一条項）。

六・二・二 遺産から除外される財産

六・二・一 被相続人と共同経営していた直系卑属のための控除

被相続人と共同生活を送り被相続人の財産の増加に自己の労力と支出で協力した後継者の直系卑属は、被相続人の死亡と同時に、その寄与によって被相続人の財産が増大した価値に合致する遺産の部分を請求する権利を取得する（EG七五条一項）。以上の寄与に当たる部分は、相続財産には属さない。この寄与は直系卑属の相続分に算入されるか、遺留分の算定で控除される。ただし、遺産から控除するためには、職権ではなく本人の申立が必要である。控除の権利は、被相続人の死亡から五年で消滅する（EG七五条三項）。

六・二・二 家財道具の控除

被相続人が死亡するまで被相続人と同居していた被相続人の生存配偶者と直系卑属は、それが極めて高価な場合を除いて、自身の日常生活のために必要な家財道具を取得する（例えば、家財、家庭用器具、寝具など）（EG七六条一項）。このようにして控除された物は、遺留分の計算に際して控除されるか、相続人の相続分に算入される。生存配偶者と直系卑属は、等しい割合で控除された家財道具の共有者となる。

七．相続契約

クロアチアの相続法では、相続契約、つまり、将来の遺産、又は、遺贈に関する契約は無効である（EG一〇二条一〇四条）。さらに、契約相手方又は第三者に相続財産又は相続財産の一部を譲渡する契約（EG一〇二条）、および、将来取得する可能性がある相続財産を売却する契約は無効である（EG一〇三条一項）。契約の当事者が取得する可能性のある遺贈又は将来の相続財産によるその他の利益に関する契約（EG一〇三条二項）、および、自身の遺言の内容に関する事項を付加する、又は、付加しない契約、つまり、ある遺言を撤回するか撤回しないという契約は無効である（EG一〇四条）¹⁰。

ただし、相続法によれば、生前の譲渡契約、財産の分配の契約（EG一〇五条一―一五条）、および、相続放棄契約（EG一三四条）は可能である。譲渡契約と財産の分配の契約は、尊属とその卑属が締結する。このような契約によって、尊属は自身の財産を、その子および直系卑属に分配する（EG一〇五条）。譲渡と分配は、法定相続人となる譲渡人の子とそれ以外の直系卑属の総てがそれに同意したときに限り有効である。譲渡された財産は、相続財産に属さない（EG一〇八条）³⁹⁴⁰。譲渡と分配に関する契約は、無償契約である。譲渡人は自己の財産又はその一部を無償で直系卑属に譲

渡又は分配する。ただし、讓渡人は契約の締結の際に、自己のため、および、又は、配偶者、若しくは、第三者のために、讓渡目的物の全部又は一部に人的役権又は物的負担を設定することを指示できる。さらに、讓渡人は、自己のため、および、又は、配偶者、若しくは、第三者のために、年金、終身の扶養、又は、その他の報酬を合意することができる（EG 二一〇条一項）。

相続放棄契約とは、尊属の死後に取得するだろう相続権を直系卑属が放棄する契約、および、配偶者の死後に取得するだろう相続分を配偶者が放棄する契約である（EG 一三四条二項）。

相続法は以上の契約の総てが有効となる要件を、裁判所の書類、又は、公証人の公証行為「公正証書」、公証人が確認した私文書によって作成されることであると規定している（EG 一〇六条二項、一一六条四項、一三四条三項）¹¹。

八. 債務法による終身の扶養に関する契約

八. 一. 終身の扶養に関する契約

二〇〇五年の新債務法により、終身の扶養、財産讓渡契約と扶養契約に関する規定（債務法五七九条〜五八九条）は相続法から債務法に移された。

これらの契約は債務法によって規律されている（債務法五七九条〜五八五条）。終身の扶養に関する契約（債務法五七九条〜五八九条）とは、扶養義務者が扶養権利者を生涯に亘って扶養し、扶養権利者が死亡時に反対給付として自分の全財産又は財産の一部を扶養義務者に讓渡する意思表示する契約である（債務法五七九条）。

扶養の種類と方法、および、内容は、終身の扶養に関する契約の当事者が契約で決定する。扶養は、定期金の支払

い、介護、衣類、医薬品、食事の提供、家事の補助、老人ホームの費用の支払いなどである。扶養権利者との生活共同体、農場の収益の共同の管理、扶養義務者の義務、扶養権利者の埋葬、農場の建築の義務などを、扶養権利者と扶養義務者が合意することも可能である（EG一六条六項）。それが可能で許容されるものなら、当事者は扶養の形式と内容を自由に合意できる。ただし、終身の扶養契約で、その総額、扶養の価値、扶養の期間を予め合意することは不可能である。給付される扶養とそれに対して与えられる対価の関係は将来の不確実な状況（扶養義務者の死亡）に依存するから、終身の扶養契約は偶然性に左右される契約である。そのため、終身の扶養契約には、給付と反対給付の均衡の原則が適用されず（債務法一五一条一項）、莫大な損害によつては契約は無効とはならない（債務法一三九条五項、*lesno enormis*）。

譲渡の対象とされた財産も、相続財産を構成しない。扶養義務者は扶養権利者の死後は扶養権利者の債務の責任を負わない。ただし、契約の締結の時点で特定の債権者に対して負っていた債務に関して責任を負うと、扶養義務者が合意することも可能である（債務法五八二条）。終身の扶養の契約は、遺留分の侵害を理由に取り消すことはできない。

ただし、終身の扶養契約は、例えば、意思表示の瑕疵、虚偽表示などの契約の無効・取消事由があれば、その効力を奪うことが可能である。終身の扶養契約がもつばら遺留分の規定の潜脱のために締結されたときは、遺留分相続人は虚偽表示を理由に契約の無効の確認を請求できる。

扶養義務者が終身の扶養契約の対象である物（動産、不動産）の所有者となるのは、扶養権利者の死亡後である。それまでは物の所有者は、扶養権利者である。だから、扶養権利者は終身の扶養契約の締結後も、自分の死後に扶養義務者に譲渡されるべき不動産を売却することも可能である。扶養権利者のこのような非行から自分の権利を守るために、終身の扶養契約の締結、つまり、終身の扶養契約の仮登記を不動産登記簿に記載することを申請することが可能である。

(EG 一七条)。

以上の契約の有効要件は、裁判所の記録、公正証書、又は、公証人の確認した（認証された）私証書で契約書が作成されることだと、債務法は規定している（債務法五八〇条）。契約の公証にあたっては、裁判所ないしは公証人は、契約書を面前で読み上げ、契約の効果に注意を促すよう義務づけられている。

八. 二. 財産譲渡契約と扶養契約

財産譲渡契約と扶養契約（五八六条～五八九条）は、当事者の一方（扶養義務者）が他方の当事者又は第三者が死亡するまで扶養する義務を負担し、他方の当事者が生前にその財産の全部又は一部を譲渡する契約である。終身の扶養契約との最も大きな違いは、扶養権利者の生前に契約によって扶養権利者の財産が扶養義務者に移転されることである。契約の対象とされた総ての財産は、扶養権利者の相続財産を構成しない。財産譲渡契約と扶養契約は遺留分侵害による取消はできない。それ以外では、終身の扶養の契約に関する規定（EG 五八九条）は補充的に財産譲渡契約と扶養契約にも適用される。

実務では通常の場合には、終身の扶養契約の締結にあたって、扶養権利者のために譲渡の対象である不動産に対して物的負担 (Reallast) が設定される。これにより、扶養権利者は譲渡された不動産の価値から満足を受けるから、扶養義務の不履行に対する安全を確保できる。扶養権利者が譲渡した不動産の利用を続ける場合は、扶養権利者のために人的利益権 (persönliche Dienstbarkeit) / つまり、居住権、利用権が設定される。これによって、もし扶養債務者が不動産を売却した場合でも、扶養権利者には譲渡した不動産に引き続き居住し占有することが保障される。

債務法が規定するのは、以上の契約の有効要件が裁判所の記録、公正証書、又は、公証人の確認した（認証された）

私証書で契約書が作成されたことである（債務法五八九条）。契約の公証にあたっては、裁判所ないしは公証人は、契約を面前で読み上げ、契約の効果に注意を促すよう義務づけられている。

八．三． 親族法による終身の扶養と扶養義務に関する契約

終身の扶養に関する契約は、両親と子の間、配偶者間、および、第三者とも締結することが可能である。債務法では、この契約を締結できる人間の人的範囲に関しては規定がない。だから、この契約は、親族法によれば相互に扶養義務を負っている人間（両親、子、夫婦間、非婚姻共同体の当事者）の間でも締結が可能である（親族法二〇六条～二四六条）。多くのケースでは、この契約によって扶養義務者が負担するのは、親族法によって義務づけられた以上の内容と範囲の扶養義務である。だから、扶養義務者はこの契約による給付と引き換えに、反対給付、つまり、扶養権利者の財産又は財産の一部を取得することになる。

九． 死因財団 (Stiftung von Todes wegen)

被相続人は遺言によって財団を設立できる（いわゆる死因財団）。死因財団は、財団を設立する死因処分の意思表示によって設立される。終意処分により財団設立者は、財団を設立し、目的達成のための財産、および、財団の目的を決定する（財団に関する法律四六条二項、四条一項、五条）。被相続人が終意処分て設立を決定した財団が成立するのは、財団の規定の要件が充足された時である。終意処分て表示された財団の設立に関する意思表示は、財団と基金に関する法律の意味では財団の設立行為とみなされる。

終意処分によって財団の設立目的が定められた財産は、相続財産に属さず、相続人に分配されることはない。財団設立者の相続人は、終意処分によって財団の設立のために出捐された財産を控除した後に残された財産を取得する。終意処分によって財団を設立した財団設立者の相続人は、財団を設立する財団設立者の意思表示を遺言の取消の規定（例えば、被相続人の意思の欠缺、終意処分の方式の欠缺など）によって取り消すことができる。ただし、遺言が開封されてから、つまり、寄付者の終意処分を知った時から遅滞なく取消の意思表示をする必要がある（財団に関する法律五条二項）。遺留分の侵害を理由に、相続人は財団の設立のための財産の返還を請求することはできない。他方で、寄付者の債権者は、設立行為を債務者が債権者を害する法律行為の取消に関する規定によって取り消すことができる（アクチオ・パウリアナ（*actio Pauliana*）^[12]）。

一〇．結語

新相続法によって、多くの新たな改正がクロアチア相続法にもたらされた。改正の結果、クロアチア相続法は相続関係のルールを規定する現代的なヨーロッパの水準に達した。クロアチアの相続法の重要な原則は、相続法の改正で一定の現代化を経ているといえる。

平等原則の適用は拡大された。平等原則は、現代の家族関係に関するルールの発展に則して、相続に関しても婚姻と婚姻外の共同生活にも拡大された。共同生活者は、法定相続に関しては、配偶者と平等である。共同生活者の相続権も法定相続だから、共同生活者は遺留分に関しても配偶者と同じである。被相続人の配偶者が潜在的な相続人である限りで、非婚的な共同生活者も同様の扱いを受ける。

遺言相続の自由の原則は、法改正によってより明確に表現されている。二〇〇三年の相続に関する法律の改正で、潜在的な必然相続人の範囲は制限された。必然相続人は、被相続人の最も近い血族と配偶者、共同生活者に限られる。他方で、それ以外の必然相続人（例えば、両親）は、遺留分を請求するための附加的な要件の充足が必要なことが規定されている。以上の結果、被相続人は自己の財産の処分に關して、より大きな自由が与えられることになった。

【注】

(1) クロアチア官報 *“Zbornik novine”* (NN) 48/03, 163/03.

(2) 新相続法の施行以前の基本的な法源は、一九五五年の相続法 (NN52/71, 47/78, 56/00) だった。改正前の相続法は、始めは一九五五年七月一日の連邦法としてユーゴスラビアの全土に施行された（ユーゴスラビア共和国連邦官報 20/55, 12/65, 42/66—改正法）。一九七一年の憲法改正で、相続に関するルールの管轄は、クロアチア社会主義共和国に移管された。クロアチア社会主義共和国は、従前の連邦法を立法で受け入れた (NN52/1971)。一九五五年の相続法によれば、自然人の死亡時に相続が開始する（当然承継の相続原則）。同様に、相続人の平等、相続の法的基礎の制限の原則（遺言と法律）、遺留分相続人のための遺言処分の自由の制限も受け入れられた。

(3) 遺産手続では、公証人は裁判所の指名決定に従って、遺産手続のための行為と決定の作成を行う。遺産手続では、裁判所の特別な委員としての公証人は、その決定のために法律が特別の規定をおいている場合を除いて、手続の全ての行為を行い決定を作成する権限を有する（公証人法 (ZO) 七六条四項）。公証人は、自身に委ねられた行為を相続法の手続規定に従って遂行する必要がある（EG 二四二条）。裁判所の特別な委員としての公証人の手続に關して相続法が別段の規定をおいていないときは、裁判所に適用されると同様の規定が適用される（EG 二四六条一項）。裁判所の特別な委員としての公証人の手続での決定に不服があるときは、当事者に決定が送達されてから八日以内の異議申立が可能である（EG 一八五条）。異議申立に關しては裁判所が判断する（EG 一八六条、一八七条）。公証人の決定に対する異議申立に關する第一審裁判所の決定に対しては、控訴が可能である（EG 一八八条一項）。控訴に關する判断は、第二審の裁判所が行う。

- (4) クロアチア遺言登録 (KTR) には、遺言が作成され保管された事実、開封された事実が記載される。遺言登録は、被相続人および特別にそのために授権された人間以外は被相続人の死亡以前は誰も閲覧することができない日付を付した公的な目録である。遺言登録は、ザグレブのクロアチア公証人会議所に保管されている。その権限を与えられた人間には、クロアチア遺言登録のインターネットでの検索が可能である。
- (5) NN. 116/03, 17/04, 136/04, 107/07.
- (6) NN. 35/05, 41/08.
- (7) NN. 36/95, 64, 01.
- (8) 被相続人に相続人が存在しないときは、相続財産は地方自治体、ないし、市に移転する。その結果、市は被相続人の相続人だったのと同様の地位を取得するが、市は相続を放棄することはできない。
- (9) 当然相続の原則 (Der Grundsatz der ipso iure) は、特に、相続財産の処分のルール、および、相続財産の占有と使用に関する法的効力とそれ以外の事実にとつて重要である。例えば、被相続人の死亡の時に、相続人は被相続人が占有していた総ての財産の善意の占有者となる。その結果、被相続人の占有下で進行していた取得時効が中断することはない。取得時効の期間には、相続人に関しては相続人の前主 (被相続人) が動産、不動産を占有していた期間が、算入される (所有権と他物権に関する法律一六〇条二項)。
- (10) 遺産手続の第一審の決定までは、相続人は公正証書又は裁判所での意思表示によつて相続を放棄できる (EG 一三九条一項)。相続放棄の効力は、相続人が明示的に相続を自分の名前で放棄していると意思表示しない限りは、放棄者の直系卑属にも効力を及ぼす。

相続を自分の名前でだけ放棄した法定相続人の相続分は、法定相続人が被相続人より前に死亡したのと同様に相続されることになる (EG 一三七条)。相続を放棄した遺言相続人の相続分は、遺言から遺言者のそれに反する意思が明らかにならない限りは、被相続人の法定相続人に帰属する (EG 一三六条)。相続の放棄の意思表示は撤回不可能だが、意思の欠缺を理由とする法律行為の取消に関する一般規定によつて取り消しうる (EG 一三五条)。
- (11) 相互主義は推定されるが、法的利益のある人間の申立から反対の事実が推定される場合は別である (EG 二条二項)。
- (12) 養子縁組は、二〇〇三年七月二二日以後適用されている親族法 (NN116/03) によつて規律されている。

- (13) 相続の時に被相続人との婚姻が有効である限りで、配偶者は法定相続人である。婚姻の存続と有効性の要件は、親族法二四条〜三〇条で規律されている。配偶者の相互の相続権は、離婚又は婚姻の破棄によって消滅する（EG二五一条一項）。被相続人の死亡まで婚姻関係にあったときも、相続法二五二条二項の規定する事由があれば、配偶者は相続を請求できない。すなわち、配偶者が相続を請求できないのは、(一) 被相続人が離婚の訴えを提起し、被相続人の死後に訴えに理由があることが確認されたとき、(二) 被相続人の死後に婚姻が無効又は取り消され、生存配偶者が婚姻締結の時に、そのことを知り又は知りえた場合、(三) 被相続人との生活共同体での相互の協力が、生存配偶者に責任のある事情で、継続的に廃棄されていた場合。
- (14) 同性共同体に関する特別法(ZN116/03)によって、同性の共同体に関する法的効果は規律されている。同性共同体とは、同性の二人の人間の共同体で、婚姻関係又は婚姻外の結合も、それ以外の同性との結合もなく、既に三年以上継続した生活共同体である。同性共同体とされるのは、成年の人間の生活共同体で、行為能力があり、四親等の血族を含んだ直系、傍系の血族ではないものの結合である。同性共同体の法的効力は、パートナーの扶養、財産との関係での取得と相互の関係の規律の権利、および、相互の扶助に表現されている（同性共同体法二一条〜二〇条を参照）。ただし、同性共同体に生活している人間には相互の法定相続権は存在しない。
- (15) これに関しては、後述三、七を参照。
- (16) 例外的には、卑属は尊属との契約で、尊属の死後に帰属するであろう相続を予め放棄することが可能である。配偶者も他方の配偶者との契約により、一方の配偶者の死後に帰属するであろう相続を予め放棄することができる。これに関しては、後述七を参照。
- (17) 相続人は相続放棄の意思表示を、例えば、錯誤、詐欺、強迫といった意思表示の瑕疵に関する規定によって取り消すことができる（EG一三五条二項）。相続放棄の意思表示を取り消しうる意思表示の瑕疵は、債務法六〇条、六一一条、六二条、六五条に規定されている。債務法で意思表示の瑕疵として規定されている場合を除いて、相続放棄の意思表示の取消は不可能である。
- (18) ただし、放棄は後に発見された財産、つまり、被相続人の死亡の時に被相続人に属することが発見されていなかった財産とは関係しない（EG一三三条二項）。相続に関する決定が既判力を持った後に、決定が関係しない被相続人の財産が発

見され、相続人の一人が相続を放棄していたときは、裁判所は遺産回復の手続きを開始する（E G 二三四条一項）。

(19) 以上のルールの例外が、第一順位又は第二順位の法定相続人である被相続人の配偶者である。配偶者が第一順位の相続人として単独相続するときは、第二順位の相続人も相続する（E G 二一条）。

(20) これに当たる場合が、潜在的な法定相続人が被相続人より先に死亡した場合、法定相続人が自分の名前だけで相続を放棄した場合（E G 一三七条）、相続欠格事由がある場合（E G 一二六条一項）、遺留分相続人として廃除された場合（E G 八七条）である。相続人の直系卑属は、相続人が被相続人より長く生存していたらうときに相続したであろう相続分を相続する。

(21) 相続法は同一順位の潜在的な法定相続人間の関係相続割合に関して規律しているが、旧法とは異なり相続人の要扶養性を考慮していない。新相続法は、配偶者が前婚の子と共に相続人となったが、その財産が平等相続したらうときよりも大きい場合にも、相続分の縮減を規定していない（旧法一二条）。要扶養性がある場合の配偶者（旧法二八条）両親（旧二九条）の相続分の増加に関しても、新相続法は規定をおいていない。

(22) 所有共同制（Erbungsgemeinschaft）、つまり、配偶者が婚姻中に労働によって取得した財産に関しては、特別な規定が用意されている（親族法二四八条）。婚姻契約で別段の定めがないときは、配偶者は等しい持分で（各自二分の一）所有共同制の財産の共有者となる（親族法二四八条一項）。生存配偶者は遺産手続で、まずは死亡した配偶者との所有共同制の財産に適用される半分を遺産から除外することを請求できる。その結果、相続財産の中から除外された残余が、配偶者と直系卑属の間で等しい割合で分割される。以上のルールは、非婚的共同体の生存共同生活者の請求にも準用されている。

(23) 以上のルールは、被相続人の両親の直系卑属が存在するか否かとは無関係である。被相続人に配偶者があつたというだけでなく、代襲原則は排除され、傍系血族（兄弟姉妹とその直系卑属）は法定相続人とはならない。旧法一四二条二項によれば、代襲原則が適用され、先に死亡した両親が相続するはずだった相続分がその直系卑属に相続された。

(24) 増加原則は、被相続人に配偶者はあるが、両親の一方は死亡しており、死亡した両親の一方の相続分を他方が相続する場合にも適用される（E G 二一条五項）。その結果、被相続人の傍系血族（兄弟姉妹）は法定相続人とはならない。旧相続法一四二条一項によれば、この場合にも代襲原則が適用されていた。

- (25) 被相続人の両親の一方が被相続人より先に死亡したときは、両親の子、つまり、被相続人の兄弟姉妹、孫、曾孫、その直系卑属が、先に死亡した両親の一方が被相続人の死後も生存したときは相続したであろう相続分を相続する。しかも、第一順位に適用される規定による相続によってである(EG 一二条一項)。両親の双方が被相続人より先に死亡したときは、両親の一方が被相続人より先に死亡した場合に適用される規定に従って相続したであろう相続分を両親の直系卑属が相続する(EG 一二条二項)。
- (26) 合有の概念には、一九九七年一月一日から適用されている所有権と他物権に関する法律で規定がおかれている。分割されていらない物に、二人又は複数の人間の所有権が存在し、各人が物の持分を有し、持分の確定可能性とは無関係に持分が不確定なときは、物は合有されている(所有権と他物権に関する法律五七条一項)。合有物の処分は合有者が共同で、つまり、全員で行う必要がある(所有権と他物権に関する法律六一条一項)。
- (27) 共有とは除数で確定できる(Real)持分を同一物に対して有する複数の者の所有権である(所有権と他物権に関する法律三七条五項)。共有者は各自で独立して自己の除数で確定可能な部分を処分できる(所有権と他物権に関する法律三七条五項)。
- (28) 一六歳未満の人間が遺言をしたとき、遺言作成時に判断能力のない人間が遺言を行ったときは、遺言は無効である。
- (29) 遺言作成時に被相続人の側に意思の欠缺があれば、遺言は取消しうる(EG 二七条一項)。
- (30) 方式違背の遺言は取り消しうる(EG 二九条三項)。
- (31) 相続法はいわゆる国際遺言の作成の可能性に関しても、一九七三年の国際遺言の方式の統一法に関する条約に則したルールをおいている。
- (32) 相続人が被相続人より先に死亡した場合、又は、相続放棄したり、相続欠格となったときに備えて、被相続人は補充相続人の指定ができる(EG 四四条一項)。クロアチア法では、遺言で相続人の相続人を指定することはできない(EG 四四条二項)。
- (33) 被相続人の債務の責任を負担する相続人(EG 一三九条)とは異なり、受遺者は被相続人の債務の責任を負わないが、被相続人が別段の定めをおいたときは別である(EG 五七条)。
- (34) 遺言の撤回の有効性に関しては、遺言の効力に関するルールが準用される(EG 六四条三項)。

- (35) 相続法は明文の規定をにおいて、被相続人が配偶者に遺贈した終意処分は、遺言作成後に婚姻が既判力のある判決で解消されたときは、撤回が可能だと定めている（EG六七条）。
- (36) 被相続人が後の遺言で撤回したときは、先の遺言は有効となる。ただし、先の遺言が有効となることが被相続人の意思に合致しないことが証明されたときは別である（EG六五条二項）。
- (37) 旧相続法では、被相続人の兄弟姉妹は遺留分相続人だった。遺留分に関しては、両親は配偶者、直系卑属と同一の地位を有していた。つまり、両親はいわゆる絶対的な遺留分相続人だった。これに関しては、旧相続法三〇条を参照。
- (38) 相続法の意味での贈与とは、権利の放棄、債務の免除、被相続人が生前に相続人に相続分に関して、又は、家計の設立・拡張、又は、職業の行使のために与えたものの総て、および、それ以外の無償の処分である（EG七二条）。
- (39) 譲渡人は自分のために、および、又は、配偶者、又は、それ以外の人間のために、人的役権又は物的負担を命じ、又は、終身定期金や終身の扶養を合意することができる（EG一一〇条）。譲渡人は譲渡・分配契約を、契約上の合意を直系卑属が履行しないときは、贈与の撤回に規定されたのと同様の要件の下で撤回できる（EG一一四条）。
- (40) 特別なルールが用意されているのが、以下のケースである。(a) 譲渡契約、分配契約後に譲渡人に子が生まれたとき、(b) 譲渡契約、分配契約後に、失踪していたか死亡していたと考えられていた譲渡人の相続人が現れたとき、(c) 相続人となるべき譲渡人の直系卑属の一人が、譲渡・分配契約に同意しなかったとき。その場合は、譲渡されたものは全て贈与とみなされ、譲渡人の死後は相続人に対する贈与と扱われる（EG一〇九条）。贈与がそうされるように、譲渡された財産は直系卑属の相続分に算入される（EG八九条〜一〇一条）。遺留分を侵害された直系卑属は、遺留分侵害による贈与の返還請求に関する規定によって譲渡された財産の返還を請求できる（EG七七条〜八四条）。他方で、譲渡人の配偶者が譲渡・分配契約に同意しないときは、契約と無関係の配偶者は遺留分を保持する（EG一一一条二項）。

【訳注】

〔1〕遺産の確認手続に関して一言しておく、以下のとおりである。わが国では、法定相続人の範囲がヨーロッパ諸国と比べて極めて狭い（だから、国家相続権の範囲を狭めるためには特別縁故者の制度（民九五八条の三）も必要になり、しかも、その立法も容易である）。さらに、戸籍という制度がある。加えて、遺言の件数は、ヨーロッパ諸国と比べて少ない上に、

(包括遺贈は可能だが) 遺言による相続人指定を認めていない。したがって、相続人の搜索は容易である。他方で、ヨーロッパ諸国の大陸法国では、しばしば相続人の搜索が困難であり、遺産の範囲の確認と共に裁判所が関与するのが普通である。

[2] 講演後の質疑応答で、例えば、フランスでは公証人は相続も含めた法取引で重要な役割を果たしており、立法にも影響力がある。今回の相続法の改正による遺産の確認手続への関与の背景にも同様の事情があるのかという質問があった。これに対する答えは、公証人の制度はクロアチアでは七年の歴史を持つにとどまる。したがって、公証人の政治的影響力は特に考えられない。ただし、特に不動産による債権担保では公証人は大きな役割を果たしている。例えば、公証人による抵当は、抵当権の実行に当たって、判決を要しない。したがって、私文書による抵当権より時間と費用の節約になる。しかし、遺産の確認手続の立法に関しては、公証人の影響力などは看取されない。現在のところ、公証人による遺産の手続は手数料・時間の双方で好評であり、裁判所も仕事が減って喜んでいるとのことであった。

[3] クロアチアで、親族法典のみならず、債務法なども個別の法典になっているのは、ユーゴスラビア連邦の下で、立法に關する管轄が連邦と各共和国で分割されていたという歴史に由来する。

[4] 大雑把に分類すると、相続に關するルールは、相続財産を清算してから相続人に引き渡す英米法のルール(清算承継)、および、被相続人の死亡と共に即座に相続財産が相続人に移転する大陸法のルール(当然承継)に分かれる。さらに、後者はドイツ式に遺産合有と表現する可否かは別として、遺産全体で相続債務を負担し、個々の財産に關する相続人の相続分(持分)の処分を許さない制度と、わが国のように遺産共有となる制度に分かれる。クロアチアは当然に前者(当然承継、遺産合有)に属する。さらに、ヨシボヴィッチ教授によれば、クロアチアでは取得時効で相続人の占有の継続が可能になる点で特に当然承継の原則は意味があると考えられているとのことである。

[5] 以上の共同生活者に対するヨーロッパ各国の法の反応は様々である。ドイツでは同性パートナーには相続権を承認するが、異性(非婚姻の共同体)の共同生活者にはそうではない。フランスでは、両者は同様の扱いを受ける。その他でも、社会保障法のバックアップなどを含めると様々な偏差がある。ただし、クロアチアでは異性の共同生活者に対する相続権の承認には、一部の宗教的な反対以外は、抵抗感は少なかったそうである。

[6] ただし、配偶者(共同生活者)は、夫婦財産制で被相続人の財産の二分の一を取得する。だから、子が三人いた場合は、配偶者の相続分は四分の一だが、被相続人の財産の二分の一に四分の一を加えて、合計八分の五を取得する。だから、夫

婦財産制と併せれば、配偶者相続権は優先されている。

[7] ここでも、配偶者は夫婦財産制でまず被相続人の財産の二分の一を取得する。その上で相続分二分の一だから、合計四分の三を取得する。さらに、わが国では配偶者には相続の順位がなく、常に同順位となるが、クロアチア相続法では配偶者は第一順位、第二順位の法定相続人とは共同相続するが、第三順位以下の相続人の相続は排除するから、配偶者は第一順位又は第二順位の相続人ということになる。

[8] 旧法では、兄弟も遺留分相続人だった。

[9] 遺留分の請求に要扶養性を要件とするのは、旧社会主義法との連続性が看取されると思われる。例えば、旧東ドイツでは、配偶者は子と共に第一順位の相続人であり（ZGB三六五条一項）、遺留分は遺産の三分の二で（ZGB三九六条二項）、配偶者は常に遺留分権利者だが（同条一項二号）、被相続人の子、孫、両親は、相続時に被相続人に対して扶養請求権を持っていたときだけ遺留分を主張できた（同条一項二号）。旧東ドイツ法に関しては、ドイツの遺留分に関する改正論議との関係で、藤原正則「最近三〇年間の遺留分をめぐるドイツの法改正論議（二）」北法五五巻四号一五〇七頁以下、一五二七頁以下を参照。

[10] 相続契約と将来の相続に関する契約が無効である点では、クロアチア法はフランス法に類似する。しかし、他方で、生前の遺留分の放棄を認める点では、ドイツ法に類似しているといえる。

[11] 相続契約はいわば一種の射幸契約であるから、公証人には助言の役割が期待されているとのことである。

[12] 例えば、わが国では財団は公益財団法人しか認められていない。ところが、このような死因財団の設立がクロアチアで可能なら、本来は相続財産となる財産を出捐して相続法秩序を潜脱する手段に使われないかという質問が講演後の質疑応答で出された。これに対して、財団は寄付された財産の原資が減少せず、収益で運営されるように規制されている。これまでのところは、一定以上の信用のある人間が公益目的で死因財団を設立しており、問題は未だ発生していないというのが、答えだった。

※タチアナ・ヨシボヴィッチ教授（ザグレブ大学）は中央大学（奥田安弘教授）の招待で来日したが、二〇一〇年十一月二日に北海道法学部を訪問され、民法法研究会・GCOEの共同研究会でクロアチア共和国の新相続法を中心に、クロアチア

の相続法に関する講演を（ドイツ語で）行った。

クロアチアの相続法改正は、二〇一二年を予定しているEU加盟をにらんだヨーロッパ域内の法律の平準化の一環である。もちろん、相続法より債務法、消費者保護法などの改正が重要課題だが、相続法に關しても最近のヨーロッパの共通の動きをクロアチアの相続法の改正から看取することが可能である。

クロアチアはオーストリア法を継受しており、インステイトゥチオネン体系の民法を採用している。もともと、オーストリアと同じくクロアチアではパンデクテン式で民法の体系書、教科書は書かれているとのことである。ただし、相続契約を認めないことなど相続に関する契約を禁じていること、遺留分請求権が価額弁償ではなく現物返還であることなど、一九世末に立法されたドイツ民法よりも一八世紀末のフランス民法の影響が強い。ところが、民法学の概念構成はドイツ私法学に倣ったものであり、ある意味では中部ヨーロッパの法圏の典型であると考えられる。さらに、遺留分を要扶養性に依存させる点では、旧東ドイツ法と類似している（ソビエト法の影響）。このようなクロアチア法の現状からヨーロッパ内でのグローバルゼイションの動きの一環を見て取ることも可能であろう（ただし、ヨシポヴィッチ教授によれば、EU加盟は交渉などというものではなく、要求された条件の受容の強要とのことである。さらに、EU内の様々な法準則を短い期間に理解し継受するのは大変な作業だったことであつた）。

本稿は、講演の翻訳、および、主に質疑応答の内容を訳注として付加したものである。もともと、ヨシポヴィッチ教授は質疑応答を考慮して書き直した原稿を再度送って下さり、その結果が本文と注には既に反映されている。

Ich bedanke mich herzlich bei Frau Prof. Dr. Tatjana Josipović für die schönen Erinnerungen mit ihr in Hamburg und auch in Sapporo.